

【別表】 広陵町東部地区農業研修センター建替工事設計等業務 プロポーザル審査項目及び審査基準表

区分	審査項目	対象書類	配点
業務に関する評価等	1. 業務実績	事務所の同種・類似業務実績調書（様式第3号） 事務所の主要業務実績調書（様式第4号）	7点
	2. 業務実施体制	事務所の業務執行体制（様式第5号） 管理技術者・主任技術者（様式第6-1号） 担当チームの資格（管理技術者・各主任技術者を除く）（様式第6-2号）	10点
提案内容等に関する評価	3. 業務の基本的な考え方、取組意欲及び基本設計にあたって取り入れる住民参加の手法	技術提案書（様式第8号）	10点
	4. 特定テーマに対する提案 (1)①「気軽に立ち寄って、多世代が交流できる施設」②「多様な使い方ができる自由度の高い空間」 (2)④「管理しやすい施設・空間」 (3)⑤「もしもの時の地域の防災拠点」		48点
	5. 独自提案		10点
	6. 業務工程	業務工程表（様式第9号又は任意様式）	5点
	7. プレゼンテーション・ヒアリング		5点
価格評価	8. 提案見積額	見積書（様式第11号） ※（最低見積額/見積額）×5点	5点
合 計			100点

※採点方法は、審査委員が採点した審査基準点数の平均点を採点結果とし、採点結果が一番高かった者を優先交渉権者とする。

※合格基準点は60点以上とする。

※合計得点が同点の場合は、「4. 特定テーマに対する提案」、「3. 業務の基本的な考え方・取組意欲及び基本設計にあたって取り入れる住民参加の手法」の順で、その項目の審査点を比較して点数の高い提案者を優先交渉権者とする。それでもなお同点となる場合は、見積金額を比較して額の低い提案者を優先交渉権者とする。